

工事請負契約について

(令和6～7年度 電子計算機システム(焼却設備)更新工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年2月5日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 知念 覚

1. 契約の目的 令和6～7年度 電子計算機システム(焼却設備)更新工事
2. 契約の方法 随意契約
3. 契約金額 284,240,000円
4. 契約の相手方
請負者 住 所 沖縄県那覇市久茂地1-12-12
ニッセイ那覇センタービル8階
商 号 横河ソリューションサービス株式会社
沖縄営業所
氏 名 所長 知念 哲也

(提案理由)

「令和6～7年度 電子計算機システム(焼却設備)更新工事」を施工するため、那覇市・南風原町環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

令和7年2月5日 同意
那覇市・南風原町環境施設組合議会
議長 多和田 栄子



那覇市

工事請負契約書



- 1 工事名称 令和6～7年度 電子計算機システム（焼却設備）更新工事
- 2 工事場所 那覇・南風原クリーンセンター（南風原町字新川 650 番地）
- 3 工事期間 議決の日から令和8年2月27日まで
- 4 請負代金額 ¥284,240,000-
うち消費税及び地方消費税の額 ¥25,840,000-
(注) 消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに
地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出。
- 5 契約保証金 那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第4条第1項第3号の規定
に基づき免除する。
- 6 前金払い 適用あり。詳細は那覇市・南風原町環境施設組合工事請負契約約款
に定める。
- 7 部分払い 適用あり。詳細は那覇市・南風原町環境施設組合工事請負契約約款
に定める。

上記工事について、発注者 那覇市・南風原町環境施設組合と受注者 横河ソリューションサービス株式会社沖縄営業所とは、那覇市・南風原町環境施設組合工事請負契約約款に基づき、各々対等の立場における合意により、工事請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

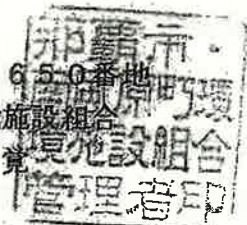
この契約書は、当該契約について那覇市・南風原町環境施設組合議会の同意議決を得たときに、その議決の日をもって本契約に切り替わるものとする。この場合管理者は、議決のあった旨を遅滞なく受注者に通知するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和6年12月18日

発注者

沖縄県南風原町字新川 650 番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 知念 寛



受注者

沖縄県那覇市久茂地 1-12-12
ニッセイ那覇センタービル内
横河ソリューションサービス株式会社
沖縄営業所 所長 知念 哲也

